

平成28年12月25日に実施する茅ヶ崎都市計画事業寒川駅北口地区土地
区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和
30年政令第47号）第21条第4項に規定するすべての異議について決定を
終わり、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員
の数を次のとおり定めたので、同令第22条第1項及び第4項の規定により、
公告する。

平成28年12月5日

寒川町長 木村俊雄

- | | |
|----------------------------|----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 7人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1人 |